

# 箕輪町U・Iターン応援特定人材就労奨励金



補助金額 20万円 ※加算あり

有資格者がみのわ町にU・Iターンし、  
専門職として町内の特定施設に勤務した場合に奨励金を交付



## 対象となる特定人材

社会福祉士 介護福祉士  
看護師 保育士



### 勤務先

※町内の特定施設

- 子育て支援センターいろはぽけっと
- 子育て支援センターみのわ〜れ
- 町内保育園
- 病児保育施設：いちごハウス
- 子ども発達支援事業所若草園
- 病院：上伊那医療生協病院
- 診療所：町内各医院等
- 障がい者支援施設（長野県指定）
- 障がい児通所支援事業所
- 介護サービスを提供する介護保険事業所（長野県/箕輪町が指定）

### 対象となる人

※下記のすべてに該当する人

☆上伊那区域外に居住している人

（※上伊那：伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村）

☆町内に所在する特定施設等に特定人材として常勤で就労する人

※常勤週 30 時間以上勤務、社会保険および雇用保険の被保険者

☆町に住民登録する人

- 町税等を滞納していない人
- 過去にこの補助を受けたことがない人

※注 勤務地異動により☆印を満たす場合（異動により町内在住となる方）は、対象外となります。



## 手続きの流れ

書類提出 → 審査 → 交付

### 交付申請兼実績報告

#### 〔提出いただく書類〕

- 交付申請書兼実績報告書  
(様式第1号)
- 雇用確約書(様式第2号)
- 請求書(様式第3号)

#### 〔添付いただくもの〕

- 交付対象者の居住の実態を、上伊那区域以外に移していることを証するもの  
(住民票、公共料金表等)
- 各資格を証する書類の写し
- ※ ↓ Uターン加算対象者のみ
- 戸籍謄本
- H31年3月31日以前にみのわ町に住んでいたことを証する書類の写し
  
- その他町長が必要と認める書類

勤務開始日の前日までに、下記書類を町へ提出

### 補助金額・加算

20万円 下記に該当する場合は、各項目につき10万円加算

- 女性加算：10万円
- Uターン加算(下記いずれにも該当)：10万円
  - 2親等内の親等の住民登録がある
  - H31年3月31日以前に箕輪町に住んでいた

### ※注：奨励金の返還

下記のいずれかに該当するときは、**取り消し**または**返還**があります。

- 勤務開始日から起算して3年を経過する前に退職した場合
- 町に住所を有した日から起算して3年を経過する前に町外へ転出した場合
- その他町長が返還を相当と認めた時

※退職日から1年以内に特定施設に再就職した場合には、継続して就労しているものとみなします。



### 【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課

みのわの魅力発信室 U・Iターン推進係

電話：0265-79-3111 (内線232)

Email：miryoku@town.minowa.lg.jp